

## 「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の 一部改正新旧対照表

### 目次

(ページ)

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	6
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	7
・ E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	10
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	12
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	13
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	14
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	16
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
・ E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	20

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p><b>第2条</b> 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a j （略）</p> <p><u>a j の2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づき当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）</u></p> <p>a k ~ a o （略）</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ t （略）</p> <p>u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（<u>前号 a j の2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。</u>）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p><b>第2条</b> 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a j （略）</p> <p>（新設）</p> <p>a k ~ a o （略）</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ t （略）</p> <p>u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）<u>これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を</u></p>

びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u の 2 開示府令第15条の 2 第 3 項、第15条の 2 の 2 第 4 項、第17条の 4 第 4 項又は第17条の15の 2 第 4 項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

v ~ y (略)

(書類の提出等)

**第20条** 上場会社は、当取引所が定めるところに従い、次の各号に掲げる書類を提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 上場外国会社が英語により記載される法定開示書類を提出する場合の書類

2 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

**第21条** 上場会社は、第三者割当（開示府令第19条第 2 項第 1 号に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第 7 条の 3 に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合には、当取引所が定めるところにより、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

**第47条** 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 9 号の 2、第12号、第19号又は第20号（同基準第 2 条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所

受けたこと。

(新設)

v ~ y (略)

(書類の提出等)

**第20条** 上場会社は、当取引所が定めるところに従い、次の各号に掲げる書類を提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (9) (略)

(新設)

2 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

**第21条** 上場会社は、第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第 5 号）第19条第 2 項第 1 号に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第 7 条の 3 に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当てを行う場合には、当取引所が定めるところにより、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

**第47条** 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 9 号の 2、第11号、第12号、第19号又は第20号（同基準第 2 条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと

が認めた場合

(2) 次の a 又は b に該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) 上場会社が第 2 章の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(4) 上場会社が第 4 章第 1 節の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(5) (略)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から 1 年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所が定める書面（以下「内部管理体制等確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制等確認書の内容及び第 8 項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制の状況等の審査を行う。

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制の状況等に問題があると当取引所

当取引所が認めた場合

(新設)

(新設)

(新設)

(2) (略)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から 1 年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所が定める書面（以下「内部管理体制等確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制等確認書の内容等に基づき内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

(新設)

が認める場合（株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制等確認書の再提出を行わなければならない。 (新設)

6 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制等確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制の状況等の審査を行う。 (新設)

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。 (新設)

8 (略) 4 (略)

**第5節 上場契約違約金**

(新設)

(上場契約違約金)

**第54条** 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。 (新設)

(1) 上場会社が第2章の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 上場会社が第4章第1節の規定に違反したと当取引所が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、上場会社が有価証券上場規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合

2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金の支払いを求められた場合は、当取引所が定めるところにより、当該上場契約違約金を支払わなければならない。

**第55条** (略)

**第54条** (略)

(上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用)

第56条 (略)

2 (略)

3 第47条から第50条まで、第53条及び第54条の規定は、上場会社以外の上場有価証券の発行者に対する実効性の確保について準用する。

付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

2 改正後の第47条第2項から第7項までの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

3 改正後の第54条第1項の規定は、施行日より前に行われた行為によって同項に該当する場合には適用しない。

(上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用)

第55条 (略)

2 (略)

3 第47条から第50条まで及び第53条の規定は、上場会社以外の上場有価証券の発行者に対する実効性の確保について準用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の特例)</p> <p><b>第2条</b> <u>株式会社東京証券取引所</u>における市場第一部銘柄である株券のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(指定の特例)</p> <p><b>第2条</b> <u>東京又は大阪証券取引所</u>における市場第一部銘柄である株券のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第2条</b> 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（<u>当取引所が定める場合にあつては、当取引所が定める期間内</u>）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p><u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき</u></p> <p>(11)の2 特設注意市場銘柄等</p> <p><u>次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第2条</b> 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（<u>天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内</u>）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p><u>次のa又はbに該当する場合</u></p> <p>a <u>上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</u></p> <p>b <u>上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によつて、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（当取引所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</u></p> <p>(新設)</p>



該a からeまでに定める場合に該当するとき

a 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

当該内部管理体制の状況等について改善の見込みがないと当取引所が認める場合

b 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制等確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなると当取引所が認める場合

c 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第2項の規定により内部管理体制等確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制の状況等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合（上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなると当取引所が認める場合に限る）

d 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制等確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなると当取引所が認める場合

e 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第5項の規定により内部管理体制等確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制の状況等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合

(12)～(20) (略)

2 (略)

(12)～(20) (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第11号の2 b 及び c の規定は、この施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(実効性の確保)</p> <p><b>第13条</b> 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条から第50条まで及び第52条から第54条の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(h)を除く。)のいずれかに該当する場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a) 上場ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であつて、<u>直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき</u></p> <p>(b) 上場ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であつて、<u>直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該</u></p>	<p>(実効性の確保)</p> <p><b>第13条</b> 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条から第50条まで、<u>第52条及び第53条</u>の規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p><b>第14条</b> 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(h)を除く。)のいずれかに該当する場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a) 上場ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると<u>当取引所が認めた場合</u></p> <p>(b) 上場ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨、<u>(天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この(b)において同じ。)</u>が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると<u>当取引所が認めた場合</u></p>

記載が天災地変等、上場 E T F に係る管理  
会社の責めに帰すべからざる事由によるも  
のであるときを除く。

h～k (略)

2～3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この改正規定施行の日より前に行われた行為によって同条に該当する場合には適用しない。

h～k (略)

2～3 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>21 第23条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係</p> <p>第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券上場廃止基準の取扱い1(11) <u>a 及び b</u>（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>21 第23条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係</p> <p>第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券上場廃止基準の取扱い1(11) <u>a から d まで</u>（同基準第2条第2項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）</p>

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び<u>株式会社東京証券取引所</u>以外の金融商品取引所に上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。</p> <p>5 TDnet利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>株式会社東京証券取引所</u>に重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び<u>東京証券取引所又は大阪証券取引所</u>以外の金融商品取引所に上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。</p> <p>5 TDnet利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>東京証券取引所又は大阪証券取引所</u>に重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 発生事実に係る書類の提出</p> <p>d 第2条第2号<u>u</u>の2に規定する承認を受けた場合</p> <p>当該承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 上場外国会社が英語により記載される法定開示書類を提出する場合の書類の提出</u></p> <p><u>上場外国会社は、法の規定に基づき、外国会社届出書等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第117条第1項第25号に規定する外国会社届出書等をいう。）を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合には、その旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面を、決定後速やかに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国会社は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 発生事実に係る書類の提出</p> <p>d 第2条第2号<u>u</u>に規定する<u>内閣総理大臣等の承認を受けた場合</u></p> <p>当該<u>内閣総理大臣等の承認</u>に係る通知書の写し 受理後遅滞なく</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>21 第47条（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係</p> <p><u>(1) 株券上場審査基準の取扱い2(7)a（虚偽記載）の規定は、第47条第1項第2号aの場合に準用する。</u></p> <p><u>(2) 第47条第2項に規定する当取引所が定める書面とは、有価証券上場規程第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面（第47条第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面の提出を要しないと当取引所が認めた場合にあっては、当取引所がその都度定める書面）をいう。</u></p>	<p>21 第47条（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）<u>第2項関係</u></p> <p>(新設)</p> <p>第47条第2項に規定する当取引所が定める書面とは、有価証券上場規程第3条第2項第4号に規定する<u>新規上場申請のための「有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面をいう。</u></p>

<p><u>23 第54条（上場契約違約金）第2項関係</u></p> <p><u>第54条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 上場契約違約金の金額は、当該上場会社が支払う年間上場料に20を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(2) 上場会社は、前号の金額を当取引所が上場契約違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</u></p> <p><u>(3) 上場契約違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>24 (略)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正後の21(2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。</p>	<p><u>23 (略)</u></p>



上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1) 第1項の規定を新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合には、<u>株式会社東京証券取引所</u>が定める<u>指定替え基準</u>に該当することが見込まれるものでないことを要するものとする。</p> <p>(1)の2 第1項の規定を上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）の発行する株券に適用する場合には、<u>株式会社東京証券取引所</u>における新規上場に併せて、市場第一部銘柄に指定される株券を対象とするものとする。</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1) 第1項の規定を新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合には、<u>東京又は大阪証券取引所</u>が定める<u>上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準</u>に該当することが見込まれるものでないことを要するものとする。</p> <p>(1)の2 第1項の規定を上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）の発行する株券に適用する場合には、<u>東京又は大阪証券取引所</u>における新規上場に併せて、市場第一部銘柄に指定される株券を対象とするものとする。</p> <p>(2)～(6) （略）</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係            (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</u>  <u>第10号に規定する当取引所が定める場合と</u>  <u>は、次のa及びbに掲げる場合をいい、同号に</u>  <u>規定する当取引所が定める期間とは、次のa及</u>  <u>びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びb</u>  <u>に定める期間をいう。</u></p> <p>a <u>開示府令第15条の2第3項、第15条の2</u>  <u>の2第4項、第17条の4第4項又は第17条</u>  <u>の15の2第4項に規定する承認を得た場合</u>  <u>当該承認を得た期間の経過後8日目（休</u>  <u>業日を除外する。）の日まで</u></p> <p>b <u>天災地変等、上場会社の責めに帰すべか</u>  <u>らざる事由によるものである場合（前号に</u>  <u>該当する場合を除く。）</u>  <u>法第24条第1項又は法第24条の4の7第</u>  <u>1項に定める期間の経過後3か月以内</u>  <u>(削る)</u></p> <p>(11) 上場契約違反等            第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行なった場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a・b (略)            (削る)</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係            (1)～(9) (略)            (新設)</p> <p>(10) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u>            a <u>株券上場審査基準の取扱い2(7)a（虚偽記</u>  <u>載）の規定は、第11号aの場合に準用する。</u>            b <u>第11号bに規定する「当取引所が別に定める</u>  <u>場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰</u>  <u>すべからざる事由によるものである場合をいう</u>  <u>ものとする。</u></p> <p>(11) 上場契約違反等            第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行なった場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a・b (略)            c <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示</u>  <u>等に関する規則第47条第1項に規定する特設注</u>  <u>意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者</u>  <u>である上場会社が、当該指定から3年を経過し</u>  <u>た場合で、かつ、当該内部管理体制の状況等に</u>  <u>引き続き問題があると当取引所が認めるとき</u></p>

(削る)

c 前 a 及び b のほか、上場会社が上場契約について  
重大な違反を行ったと当取引所が認める場合

(12)～(16) (略)

#### 5 第 5 条 (監理銘柄の指定) 関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第 5 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の 2、l、n、n の 3、o、v 又は w に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

a～m (略)

n 上場会社が第 2 条第 1 項第 11 号 前段 (同条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。) に該当する場合 (これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、第 2 条第 1 項第 11 号 後段 (同条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。) に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

n の 2 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 47 条第 1 項の規定による特設注意市場銘柄の指定後 1 年 6 か月が経過した場合

n の 3 上場会社が第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

o～y (略)

(2)～(4) (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

2 改正後の 1 (11) の規定は、この改正規定施行の日

d 前 a から c までのほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 47 条第 2 項の規定により内部管理体制等確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

e 前 a から d までのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと当取引所が認める場合

(12)～(16) (略)

#### 5 第 5 条 (監理銘柄の指定) 関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第 5 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の 2、l、n、o、v 又は w に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

a～m (略)

n 上場会社が第 2 条第 1 項第 11 号 a 前段又は同号 b 前段 (同条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。) に該当する場合 (これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。)。ただし、第 2 条第 1 項第 11 号 a 後段又は同号 b 後段 (同条第 2 項第 4 号、第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。) に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

o～y (略)

(2)～(4) (略)

(以下「施行日」という。)以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号及び第5号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(10)に規定する事項</u>  <u>外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに</u></p> <p>3 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a、第4号b及び第7号に規</p>	<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a及び第4号bに規定する書</p>

定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(10)に規定する事項

外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面について、提出の決定後速やかに

4・5 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

**第18条** E T F 特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 年間上場料

次の a から c までに掲げるところによる。

a (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) T D n e t 利用料は、各管理会社ごとに計算するものとする。ただし、株式会社東京証券取引所に上場する E T F の管理会社については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

c (略)

2～5 (略)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

4・5 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

**第18条** E T F 特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 年間上場料

次の a から c までに掲げるところによる。

a (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) T D n e t 利用料は、各管理会社ごとに計算するものとする。ただし、東京証券取引所又は大阪証券取引所に上場する E T F の管理会社については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

c (略)

2～5 (略)